

✚ 貨物概要

- (1) 関税率表第 16 類には、肉、くず肉、血、昆虫類、魚（皮を含む）又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物から製造された調製食料品が含まれる。
- (2) 第 2 類又は第 3 類に規定する以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもので、例えば、次のような物品が含まれる。
  - イ. ソーセージ及びこれに類する物品
  - ロ. 煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり等加熱調理したもの
  - ハ. エキス、ジュース、若しくはマリネードの形に調製し又保存に適する処理をしたもの
  - ニ. キャビア、又はキャビア代用物として魚卵から調製したもの
  - ホ. 単にころも (Batter) 又はパン粉で覆ったもの
  - ヘ. 松露を添えたもの
  - ト. 調味したもの（例えば、こしょうと塩により、十分に味がついたもの）
  - チ. 微細に均質化した均質調製品  
ただし、均質化自体は、第 16 類の調製品としての資格を与えない。
  - リ. くん製工程を経たものであって、かつ、第 2 類又は第 3 類に規定する以外の方法により調製を行ったもの（くん製工程を経たことが、くん煙臭により確認できるもの）
- (3) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物と野菜、ソース等とから成る調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるものを含む。
- (4) この場合において、調製食料品が、肉等を二以上含有するときは、構成材料のうち最大重量を占めるものが属する第 16 類の各項に属する。  
(例えば、肉と魚の両方を含有する場合)
- (5) 第 16.04 項又は第 16.05 項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第 3 類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

(関連税番)

- ① くん製した魚（くん製の前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない） → (03.05)
- ② 蒸気又は水煮により調理した殻付きの甲殻類 → (03.06)

- ③ 加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物又はその他の水棲無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット → (03.09)
- ④ くん製した甲殻類、軟体動物又はその他の水棲無脊椎動物 → (03.06、03.07 及び 03.08)
- ⑤ 肉又はくず肉の粉及びミール（海棲哺乳動物のものを含む。）で、食用に適するもの → (02.10)
- ⑥ 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉及びミールで、食用に適するもの → (03.09)
- ⑦ 肉（海棲哺乳動物の肉を含む。）、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの → (23.01)
- ⑧ 肉、くず肉、魚等をもととした飼料用調製品 → (23.09)
- ⑨ 第30類の医薬品



#### 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）